

## リチウムイオンバッテリー排出事業者用約款/新旧対照表

新	旧	備考
リチウムイオンバッテリー排出事業者用約款【無償回収用】	リチウムイオンバッテリー排出事業者用約款	(追加)
<p>第1条</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 排出事業者は、リチウムイオンバッテリーを運搬会社へ引き渡すことを希望する場合、その都度、<b>リチウムイオンバッテリー共同回収システム</b>（以下、「本システム」という）を通じて、本約款の内容に同意した上で<b>本システム</b>を利用し、<b>自再協</b>に対して引取依頼を行うものとする。</p> <p>3. 排出事業者が、前項に基づいて<b>本システム</b>を通じて<b>自再協</b>に対して引取依頼を行った時点をもって、<b>自再協</b>と排出事業者との間で、本約款を契約の内容とするリチウムイオンバッテリーの引取りに係る契約（以下、「引取契約」という）が成立したものとみなす。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 排出事業者は、リチウムイオンバッテリーを運搬会社へ引き渡すことを希望する場合、その都度、<b>自再協ホームページ</b>上のシステムを通じて、本約款の内容に同意した上で<b>自再協</b>に対して引取依頼を行い、リチウムイオンバッテリー共同回収システム（以下、「本制度」という）を利用するものとする。</p> <p>3. 排出事業者が、前項に基づいて<b>自再協ホームページ</b>上のシステムを通じて<b>自再協</b>に対して引取依頼を行った時点をもって、<b>自再協</b>と排出事業者との間で、本約款を契約の内容とするリチウムイオンバッテリーの引取りに係る契約（以下、「引取契約」という）が成立したものとみなす。</p>	(変更)
<p>第2条 用語の定義</p> <p>(1) 「メーカー等」とは、<b>自再協</b>の定款第10条第1号乃至第3号に該当する者のうち、<b>本システム</b>へ加入した者をいう。</p> <p>(2) 「リチウムイオンバッテリー」とは、メーカー等が製造又は販売した製品等に搭載されたリチウムイオンバッテリー又は当該リチウムイオンバッテリーが産業廃棄物となった金属くず及び廃プラスチック類の混合物をいう。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 「引取基準」とは、<b>自再協</b>が別途定める「<b>リチウムイオンバッテリー引取基準</b>」にて明記している基準をいう。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第2条 用語の定義</p> <p>(1) 「リチウムイオンバッテリー」とは、自動車メーカー等が製造又は販売した自動車等に搭載されたリチウムイオンバッテリー又はかかるリチウムイオンバッテリーが産業廃棄物となった金属くず及び廃プラスチック類の混合物をいう。</p> <p>(2) 「自動車メーカー等」とは、リチウムイオンバッテリーが搭載された自動車等の製造又は販売を行う者のうち、リチウムイオンバッテリー共同回収システムへ加入した者をいう。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 「引取基準」とは、<b>自再協</b>が別途定める「<b>LiB引取依頼手順書</b>」にて明記している基準をいう。</p> <p>(7) (略)</p>	(変更)
		(変更)

新	旧	備考
<p><b>第3条 排出事業者の責任と義務</b>          排出事業者は、引取依頼を自再協に対して行う前に、<b>メーカー等</b>が別途定めるリチウムイオンバッテリーの取外手順に従って、当該リチウムイオンバッテリーを自動車等から適正に取り外した上で、当該取外手順に則した安全な運搬及び処理ができる状態とするものとする。</p> <p>2. 排出事業者は、自再協ホームページ上の周知情報、<b>引取基準等</b>（以下、「周知情報等」という）を確認し、<b>本システム</b>の仕組みについて十分に理解した上で、第1条第2項に基づく引取依頼を自再協に対して行うものとする。また、排出事業者は、<b>本システム</b>の利用にあたって、周知情報等の記載内容を遵守するものとする。</p> <p>3. 運搬会社及び処理施設がリチウムイオンバッテリーの収集運搬及び処理業務を遂行するにあたって事故等が発生し、第三者（運搬会社及び処理施設を含む）が損害等を被った場合において、<b>係る事故等</b>が、排出事業者による引取基準等の違反又は<b>荷姿状態確認項目</b>への虚偽申告その他排出事業者の責に帰すべき事由によって生じたものである場合は、排出事業者が当該損害等の賠償その他一切の責任を負担するものとする。</p>	<p><b>第3条 排出事業者の責任と義務</b>          排出事業者は、引取依頼を自再協に対して行う前に、<b>自動車メーカー等</b>が別途定めるリチウムイオンバッテリーの取外手順に従って、当該リチウムイオンバッテリーを自動車等から適正に取り外した上で、当該取外手順に則した安全な運搬及び処理ができる状態とするものとする。</p> <p>2. 排出事業者は、自再協ホームページ上の周知情報、<b>LiB引取依頼手順書等</b>（以下、「周知情報等」という）を確認し、<b>本制度</b>の仕組みについて十分に理解した上で、第1条第2項に基づく引取依頼を自再協に対して行うものとする。また、排出事業者は、<b>本制度</b>の利用にあたって、周知情報等の記載内容を遵守するものとする。</p> <p>3. 運搬会社及び処理施設がリチウムイオンバッテリーの収集運搬及び処理業務を遂行するにあたって事故等が発生し、第三者（運搬会社及び処理施設を含む）が損害等を被った場合において、<b>かかる事故等</b>が、排出事業者による引取基準等の違反又は<b>荷姿状態確認書</b>への虚偽申告その他排出事業者の責に帰すべき事由によって生じたものである場合は、排出事業者が当該損害等の賠償その他一切の責任を負担するものとする。</p>	(変更)
<p><b>第4条 適正な処理のために必要となる情報</b>          自再協は、排出事業者が引取依頼を行ったリチウムイオンバッテリーを産業廃棄物（金属くず及び廃プラスチック類の混合物）として引き取るものとする。当該産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報は、以下のとおりである。</p> <p>廃棄物の種類 金属くず、廃プラスチック類          名称 リチウムイオンバッテリー          性状 固体状          性状の変化 特になし          荷姿 平パレット、網パレット、段ボール箱          混合等による変化 変化なし          取扱いの注意事項 火気厳禁、水濡厳禁、直射日光・高温禁止  <u>日本産業規格</u>C0950号に規定する含有マークの有無 無          その他<b>作業時</b>は絶縁保護具を着用</p>	<p><b>第4条 適正な処理のために必要となる情報</b>          自再協は、排出事業者が引取依頼を行ったリチウムイオンバッテリーを産業廃棄物（金属くず及び廃プラスチック類の混合物）として引き取るものとする。当該産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報は、以下のとおりである。</p> <p>廃棄物の種類 金属くず、廃プラスチック類          名称 リチウムイオンバッテリー          性状 固体状          性状の変化 特になし          荷姿 平パレット、網パレット、段ボール箱          混合等による変化 変化なし          取扱いの注意事項 火気厳禁、水濡厳禁、直射日光・高温禁止  <u>日本工業規格</u>C0950号に規定する含有マークの有無 無          その他<b>作業時</b>は絶縁保護具を着用</p>	(変更)

新	旧	備考
<b>第5条 収集運搬及び処理業務</b> 自再協は、収集運搬及び処理業務について、産業廃棄物広域認定に係る専門の事業者に対して委託するものとし、当該事業者の名称・所在地等を自再協所定の <u>取扱注意書</u> に記載し管理するものとする。	<b>第5条 収集運搬及び処理業務</b> 自再協は、収集運搬及び処理業務について、産業廃棄物広域認定に係る専門の事業者に対して委託するものとし、当該事業者の名称・所在地等を自再協所定の <u>管理票</u> に記載し管理するものとする。	(変更)
<b>第6条 対価の不発生</b> 自再協は、排出事業者による本システムの利用に関して、引取手数料、運搬費用及び処理費用その他一切の名目を問わず、排出事業者に対して金銭等の請求を行わないものとする。ただし、次条但書に定めるとおり、排出事業者の責に帰すべき事由により引取りが拒否された場合又は引取り後に取消しなった場合には、当該引取りに関連して発生した実費（運搬費用、処理費用、返却費用等）について、排出事業者が負担するものとする。	<b>第6条 対価の不発生</b> 本制度を利用する排出事業者は、引取依頼を行ったりチウムイオンバッテリーを運搬会社に対して引き渡すものとする。自再協は、当該排出事業者による本制度の利用に関して、代金、手数料その他一切の名目を問わず、当該排出事業者に対して金銭等の請求を行わない。	(変更)
<b>第7条 運搬費用及び処理費用</b> 自再協は、排出事業者に代わり、運搬会社及び処理施設に対して運搬費用及び処理費用の支払いを直接行うものとする。ただし、排出事業者による引取基準等の違反、荷姿状態確認項目への虚偽申告、その他排出事業者の責に帰すべき事由により、引取りが拒否された場合又は引取り後に取消しなった場合には、排出事業者は、当該時点までに発生した費用を負担するものとする。当該費用には、運搬費用、処理費用、返却等に要する費用を含むものとする。なお、当該費用の支払いに係る振込手数料等は排出事業者の負担とし、銀行振込明細書等をもって領収書の発行に代えるものとする。	<b>第7条 運搬費用及び処理費用</b> 本制度を利用する排出事業者が運搬会社及び処理施設に対して支払うべき運搬費用及び処理費用については、自再協が当該排出事業者に代わり、運搬会社及び処理施設に対して直接に運搬費用及び処理費用の支払いを行うものとする。但し、排出事業者による引取基準等の違反又は荷姿状態確認書への虚偽申告その他排出事業者の責に帰すべき事由を理由として、運搬会社又は処理施設がリチウムイオンバッテリーの引取りを拒否した場合等においては、排出事業者が当該リチウムイオンバッテリーの運搬又は処理に係る運搬費用又は処理費用その他一切の費用を支払う義務を負うものとする。	(変更)
<b>第8条 引取依頼に関する進捗管理等</b> 排出事業者は、自再協に対して引取依頼を行ったりチウムイオンバッテリーの進捗管理（処理完了報告を含む）等について、排出事業者による引取依頼時に採番される荷姿管理番号をもって、本システムより自ら確認するものとする。	<b>第8条 引取依頼に関する進捗管理等</b> 排出事業者は、自再協に対して引取依頼を行ったりチウムイオンバッテリーの進捗管理（処理完了報告を含む）等について、排出事業者による引取依頼時に採番される荷姿管理番号をもって、自再協に対する問合せ又は確認を行うことができるものとする。	(変更)

新	旧	備考
<p>第9条 秘密保持</p> <p>排出事業者は、<b>本システム</b>の運営にあたって業務上知り得た各々の情報について、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に対して開示・漏洩及び<b>本システム</b>の目的以外のために使用しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各々が同意している場合</li> <li>(2) 各々の情報が既に公知又は公用となっている場合</li> <li>(3) 法令等又は裁判所の命令により開示が求められた場合</li> </ul> <p>2. <b>本システム</b>を利用する排出事業者は、自らがリチウムイオンバッテリーを引き渡す運搬会社、処理施設及びメーカー等に対して、自再協が当該排出事業者の情報を開示することにつき予め承諾するものとする。</p>	<p>第9条 秘密保持</p> <p>排出事業者は、<b>本制度</b>の運営にあたって業務上知り得た各々の情報について、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に対して開示・漏洩及び<b>本制度</b>の目的以外のために使用しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各々が同意している場合</li> <li>(2) 各々の情報が既に公知又は公用となっている場合</li> <li>(3) 法令等又は裁判所の命令により開示が求められた場合</li> </ul> <p>2. <b>本制度</b>を利用する排出事業者は、自らがリチウムイオンバッテリーを引き渡す運搬会社に対して、自再協が当該排出事業者の情報を開示することにつき予め承諾するものとする。</p>	(変更)
第10条から第17条まで (略)	第10条から第17条まで (略)	
制定 2018年8月1日 <u>改定 2026年1月9日</u>	制定 2018年8月1日	(追加)